

# 防災県土整備企業常任委員会提出資料

## 1 議案説明事項

### (1) 議案第 141 号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について . . . . . 1

### (2) 議案第 142 号

工事請負契約の変更について . . . . . 5

### (3) 議案第 143 号

工事請負契約の変更について . . . . . 7

## 2 所管事項

(1) 『平成 30 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に  
係る意見」への回答について . . . . . 9

(2) 三重県新広域道路交通計画（仮称）の策定について . . . . . 11

(3) 危機管理型水位計の設置について . . . . . 13

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について . . . . . 15

(5) 指定管理候補者の選定状況について . . . . . 25

(6) 審議会等の審議状況 . . . . . 45

## 《別添資料》

・指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成 29 年度）及び全期間評価

平成 30 年 10 月 9 日

県 土 整 備 部

## 【議案第 141 号】三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

建築基準法が一部改正され、一定の用途・規模の木造建築物等の防火性能の強化を目的としている同法第 24 条が、近年の消防力の向上に伴い、当初の目的が達成されるとして、削除されました。この他、同法第 43 条において項ずれ等が生じました。これにより、三重県建築基準条例の規定を整備するものです。

### 2 改正内容

現行の条例第 20 条は、建築基準法第 24 条で規制対象とする建築物に準ずるものとして、ホテル又は旅館の用途に供する一定規模の木造建築物等を規制しています。今回、法第 24 条が削除されたことに併せて、条例第 20 条も削除します。

### 3 条例の施行期日

公布の日

#### 【参考】新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
第二十条 削除	<p><u>(外壁等の防火構造)</u> 第二十条 法第二十二条第一項の市街地の区域内にあるホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等（耐火建築物等を除く。）で階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項及び第五十六条の二第一項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物その他の工作物の敷地及び構造に関する制限の附加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限区域等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第三条 建築主事を置く市町が、法第三十九条、第四十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該市町の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(敷地の路地状の部分の幅員)</p> <p>第七条 法第四十三条第三項第一号から第四号までに規定する建築物の敷地が路地状の部分により道路に接する場合においては、その幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、建築物の用途、規模及び構造又はその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>(公衆浴場の構造)</p> <p>第十九条 公衆浴場の浴室又はサウナ室（蒸気又は熱気を使用して入浴するための室をいう。次項において同じ。）を二階に設ける建築物は、耐火建築物等（耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が四十五分以上であるものに限る。）をいう。第二十三条及び第二十四条第二項において同じ。）としなければならない。</p> <p>2 7 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項及び第五十六条の二第一項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物その他の工作物の敷地及び構造に関する制限の附加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限区域等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第三条 建築主事を置く市町が、法第三十九条、第四十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該市町の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(敷地の路地状の部分の幅員)</p> <p>第七条 法第四十三条第二項に規定する建築物の敷地が路地状の部分により道路に接する場合においては、その幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、建築物の用途、規模及び構造又はその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>(公衆浴場の構造)</p> <p>第十九条 公衆浴場の浴室又はサウナ室（蒸気又は熱気を使用して入浴するための室をいう。次項において同じ。）を二階に設ける建築物は、耐火建築物等（耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が四十五分以上であるものに限る。）をいう。次条、第二十三条及び第二十四条第二項において同じ。）としなければならない。</p> <p>2 7 (略)</p> <p>(外壁等の防火構造)</p>

第二十条 削除

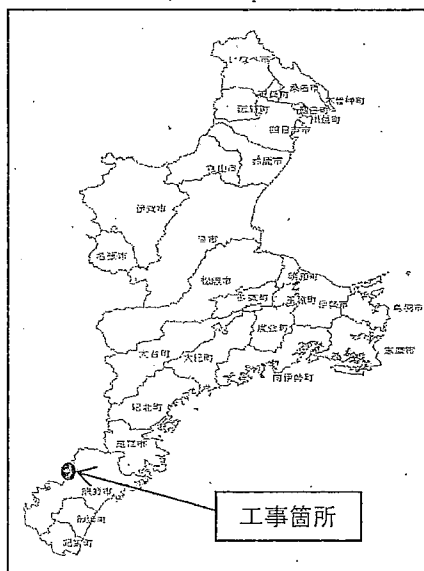
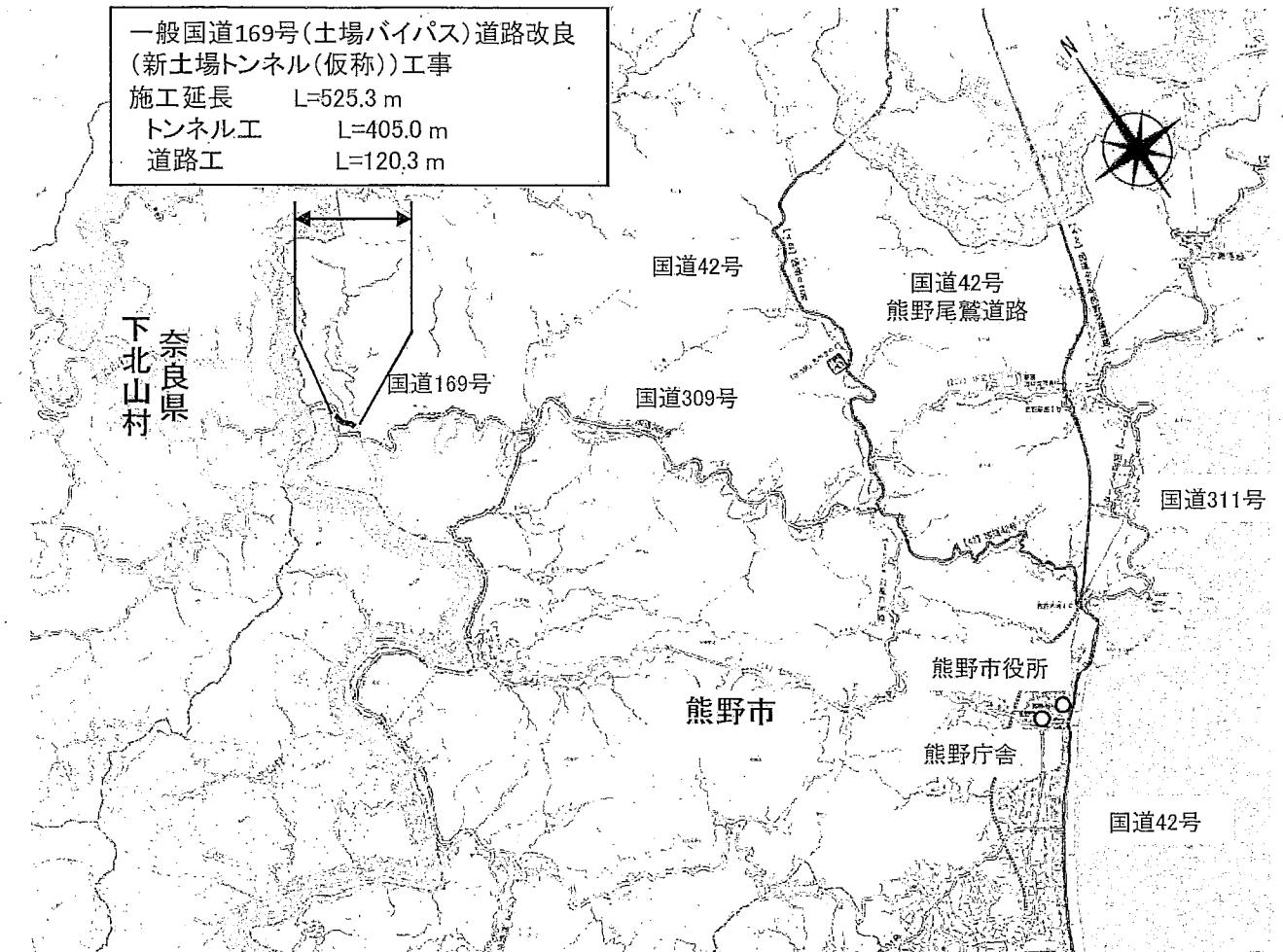
第二十条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にあるホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等（耐火建築物等を除く。）で階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならぬ。





【議案第142号】

位置図



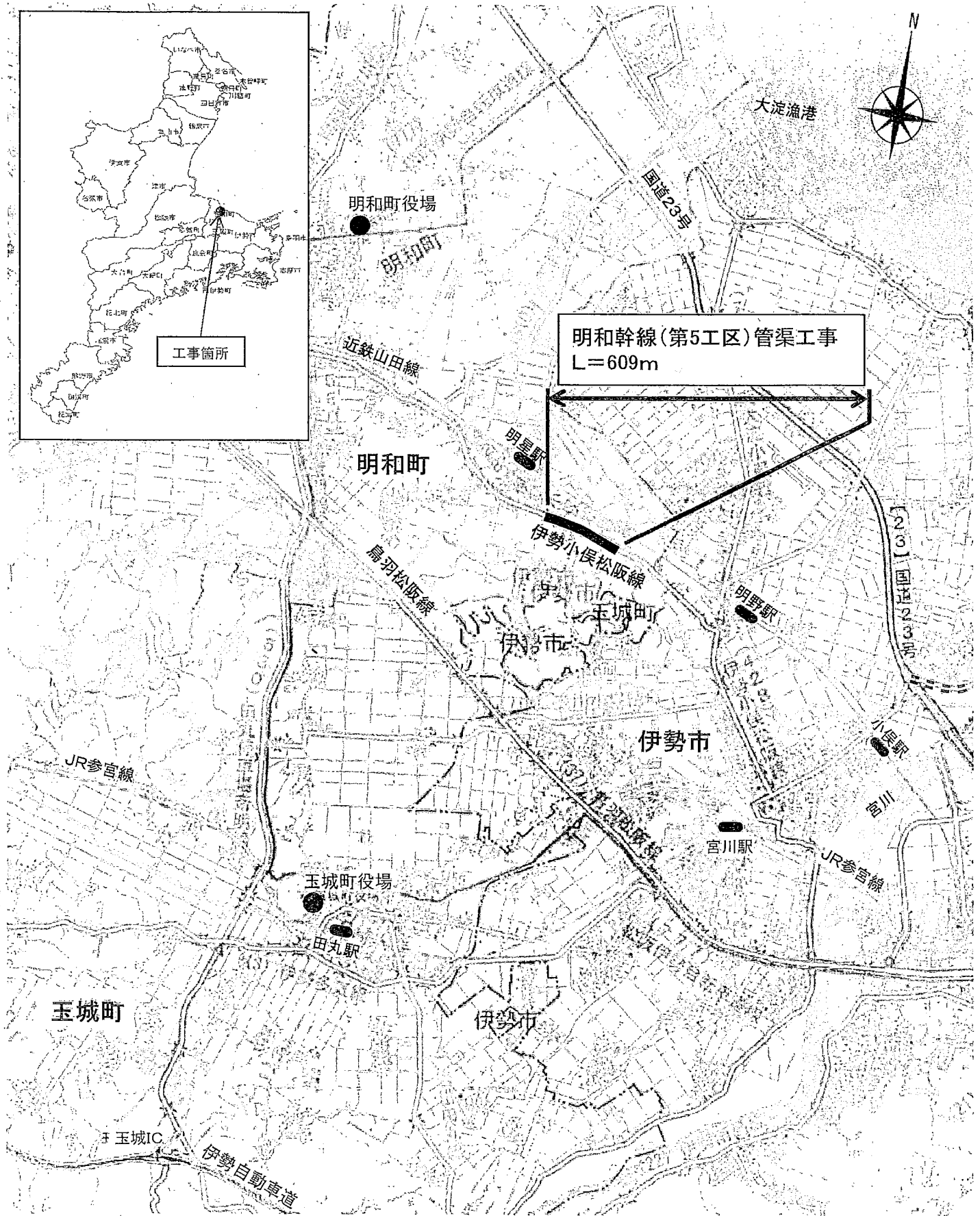
議案番号 第143号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

工 事 名	宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事	
施 工 場 所	多気郡明和町大字新茶屋地内～大字明星地内	
契 約 金 額	変更前 519,490,800円（消費税等含む） 変更後 502,102,800円（消費税等含む）	
請 負 者 住 所 氏 名	松阪市飯南町粥見2318番地3 中央・山二特定建設工事共同企業体 代表者 中央土木株式会社 代表取締役 角谷 勝利	
契 約 工 期	平成29年3月21日 ～ 平成30年10月21日	
工 事 内 容	施工延長 L=609m 推進工(φ1000mm) L=602m 立坑工 1箇所 人孔工 1基	変更理由 契約前に労務単価等が上昇し設計単価の改訂があったことから、特例措置を適用し建設工事請負契約書第56条に基づき増額を行い、また、推進工の日当たり施工量の見直しや、残土が近隣地で処分可能となったことにより、減額を行うものである。
契 約 方 法	随意契約	



【議案第 143 号】

位置図



『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
113	治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部	河川の堆積土砂撤去の実施にあたっては、住民の安心につながるよう、住民への情報の周知にも取り組まれない。	河川の堆積土砂撤去の実施箇所について、市町との協議において実施河川が決定した後、速やかに関係自治会に説明を行うなど、住民に情報が行き届くよう、取り組んでいきます。
353	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	無電柱化について、もともとは景観の観点から進められてきたものであり、地域の景観づくりにも大きく寄与している。現在は、国の交付金の枠組にあわせて、緊急輸送道路となっている街路で事業が実施されているが、県として県民に求められる事業は何かを検討し、事業を実施されたい。	無電柱化については、①安全で快適な通行空間の確保、②都市景観の向上、③都市防災機能の向上の3つの効果が期待されます。 事業の実施にあたっては、これらを考慮し、地域の実情や要望等を踏まえ、箇所を選定していきます。
			県営住宅に子育て世帯の入居数が増えることは入居率が向上するだけでなく、少子化対策、財源確保、コミュニティの形成にも寄与すると考えられる。子育て世帯の優先枠を設けるなど、入居率を向上させる取組を具体的に検討されたい。	入居率の向上に向けて、広報の充実や入居要件の緩和、子育て世帯向け住戸内改善等を行っているところです。特に、子育て世帯については、引き続き住戸内改善に取り組むほか、優先枠の設定に向けて具体的な手法を検討していきます。

6

行政運営

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
7	公共事業推進の支援	県土整備部	建設業は若者の離職率が高いが、三重県として若者の意見を聴き取り、課題を把握したうえで、入職・定着促進の取組を進められたい。	『新三重県建設産業活性化プラン』に基づく取組を進めるにあたって、建設業の団体と意見交換を行っており、その中で若者に意見を聴く機会も設け、若者等の入職・定着促進の取組を進めます。



# 三重県新広域道路交通計画（仮称）の策定について

## 1 背景

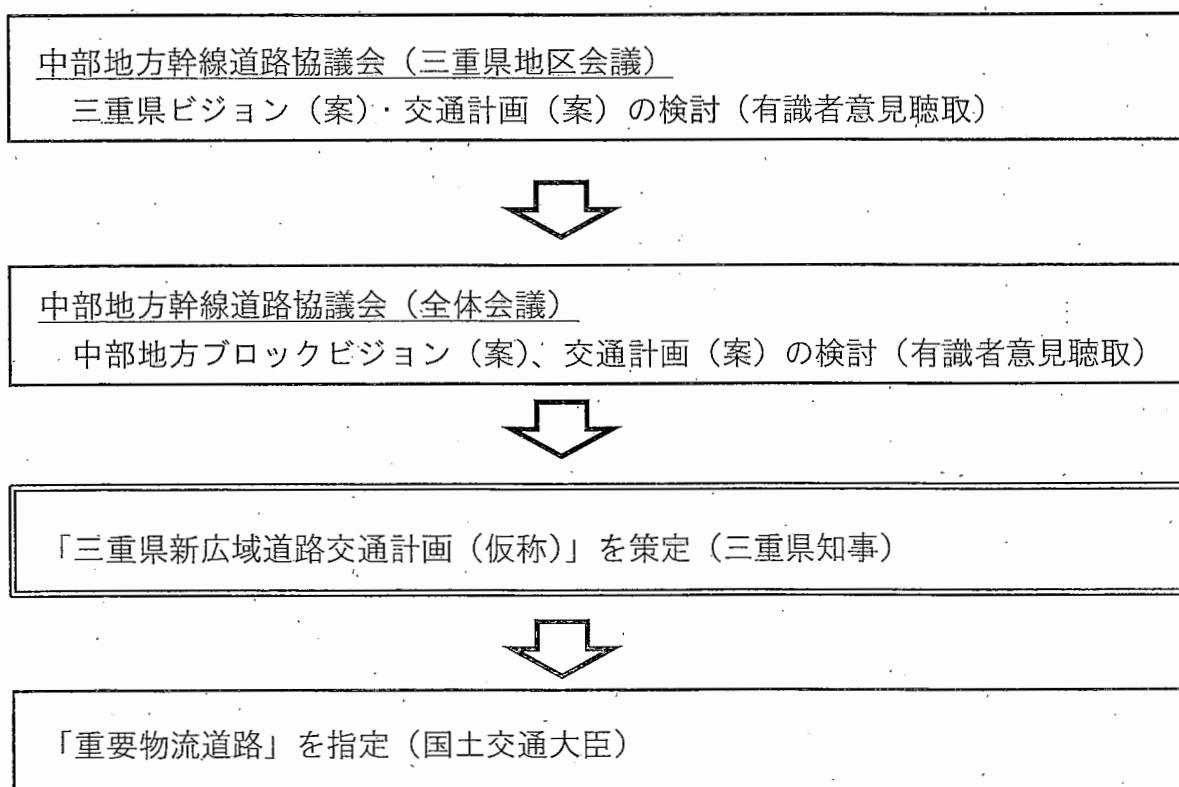
平成30年3月の道路法の改正により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する「重要物流道路制度」が創設されました。

重要物流道路の指定にあたっては、新たな国土構造の形成、グローバル化、国土強靱化等の新たな社会・経済の要請に応える広域道路ネットワークを検討した上で、路線を選定することとなります。

このことから、各都道府県において、新たな広域道路交通計画を策定することとなり、本県においても「三重県新広域道路交通計画（仮称）」の策定に向け、検討を開始します。

## 2 検討の進め方

検討は、県、中部地方整備局、ネクスコ中日本高速道路（株）などで構成する「中部地方幹線道路協議会」において行い、有識者からの意見も取り入れて進め、平成31年夏頃を目処に策定する予定です。





## 危機管理型水位計の設置について

### 1 経緯

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨などでは、河川の水位情報が把握できなかったことが逃げ遅れの一因となり、全国の中小河川で人命を奪う被害が発生したことから、危機管理対応を行う上での水位観測の重要性が再認識されました。

このため、平成 29 年 12 月に国土交通省が公表した「中小河川緊急治水対策プロジェクト」の取組のひとつとして、洪水時のみ水位観測を行い、インターネットやスマートフォンで水位情報を閲覧できる低コストの水位計（危機管理型水位計）の設置が位置付けられました。

県では、このプロジェクトの期間である 2020 年度までに、県管理河川に 181 基の危機管理型水位計を設置することとしました。

平成 30 年度は 40 基を設置する予定でしたが、多くの市町から早期設置要望があったことや平成 30 年 7 月豪雨により、西日本を中心に甚大な被害が発生したことを受け、整備スケジュールを前倒し、120 基を今年度中に設置することとしました。

### 2 運用状況

平成 29 年 10 月の台風第 21 号により、甚大な浸水被害を受けた勢田川と汁谷川においては、平成 30 年 8 月 31 日より県管理河川で初めてとなる危機管理型水位計の運用を開始しました。

なお、同日より伊勢市管理河川の矢田川<sup>やた</sup>及び玉城町管理河川の外城田川<sup>とぎだ</sup>においても危機管理型水位計の運用が開始されました。平成 30 年 9 月 30 日時点で、県内で運用されている危機管理型水位計は合計 7 基となります。

管理者	運用基数	河川名
国	3 基	勢田川、雲出川 2 基
県	2 基	勢田川、汁谷川
市町	2 基	矢田川、外城田川
合計	7 基	

### 3 運用方法

国土交通省及び地方自治体で設立した「危機管理型水位計運用協議会」が運営する「危機管理型水位計運用システム」のホームページで、洪水時にリアルタイムの水位情報をパソコンやスマートフォンから閲覧することができます。

### 4 今後の対応

今年度中に県管理河川に 120 基の危機管理型水位計を設置するとともに、次年度以降も引き続き、市町と調整し、設置を進めていきます。また、住民への周知や PR にも努めていきます。

【参考】各建設事務所管内の今年度設置予定数

桑名：8基、四日市：10基、鈴鹿：14基、津：10基、松阪：15基、伊勢：18基、志摩：9基、伊賀：18基、尾鷲：6基、熊野：12基（合計120基）

○伊勢建設事務所管内の危機管理型水位計の設置状況（平成30年9月30日時点）

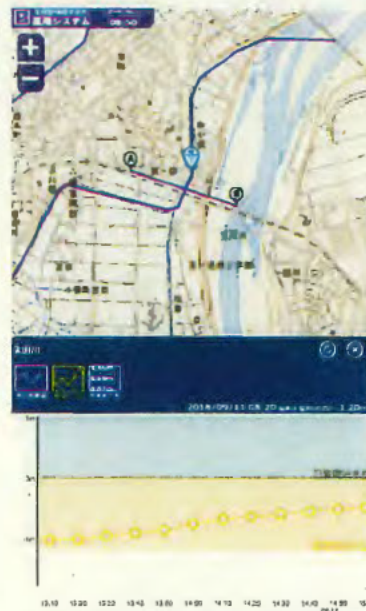


汁谷川（伊勢市小俣町）



閲覧イメージ(スマートフォン)

【水位計詳細画面】  
水位計アイコンをタップすると、水位計詳細画面がポップアップ表示されます。水位計詳細画面には、水位グラフが表示されています。グラフの上のアイコンを選択することで、河川横断面図、水位グラフ、河川カメラ（現況、通常）観測値一覧に切り替えることができます。



このラインに近づけば、氾濫の危険性が高まっていることが分かる。

堤防高